第1回広報広聴小委員会 会 議 資 料

日 時:平成16年7月9日(金)午前10時~

会 場:エスカル釧路 2階 大ホール

釧路地域4市町合併協議会

会議次第

2	委員の紹介
3	広報広聴小委員会委員長及び副委員長の選任について
4	確認事項
	(1)広報広聴小委員会の役割について

(1) 平成16年度広報広聴事業計画について

(2)合併協議会だより第1号の発行について

(3)合併協議会ホームページの開設について

第2回広報広聴小委員会の開催日時について

1 開 会

5

協議事項

7 閉 会

広報広聴小委員会委員長及び副委員長の選任について

広報広聴小委員会の委員長及び副委員長の選任に	は、釧路地域4市町合併協議会
小委員会設置規程第4条第2項の規定に基づき、	委員の互選によって定める。

委 員	長			
副委員	事長			

【確認事項(1)】

広報広聴小委員会の役割について

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程

(設置)

第1条 釧路地域4市町合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき、釧路地域4市町合併協議会 (以下「協議会」という。)に小委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査及び審議をする。

(種類なび委員)

第3条 小委員会は、別表のとおりとする。

別表

小委員会名			Š	担任する事項	構成	定数
	市建 委		想会	新市の建設計画、合併の方式、期日、新 市の名称及び事務所の位置など、新市の まちづくりに関する事項	関係市町の委員のう ちから各3人以内及 び共通委員2人	1 4 人 以内
広小	報 委	広員	聴 会	協議会の担任する事務に住民意見を広く 反映するための意識啓発、広報及び広聴 に関する事項	関係市町の委員のう ちから各2人以内	8 人 以内
行小	•	才 員	政 会	事務組織及び機構、財産、議会議員の定数及び任期の取扱いなど、行財政に関する事項	関係市町の委員のう ちから各3人以内	1 2 人 以内
住小	民委	生員	活会	国民健康保険事業、戸籍、地方税、環境 衛生事業の取扱いなど、住民生活に関す る事項	関係市町の委員のう ちから各3人以内	1 2 人 以内
健小	康委	福員	祉 会	介護保険事業、健康づくり事業、各種福 祉事業の取扱いなど、介護、健康、福祉、 医療に関する事項	関係市町の委員のう ちから各3人以内	1 2 人 以内
産小	業委	経員	済会	農業委員会委員の定数及び任期、農林水 産関係事業、商工・観光関係事業、勤労 者関連事業の取扱いなど、産業経済に関 する事項	関係市町の委員のう ちから各3人以内	12人以内
都小	市委	環員	境 会	道路、河川、住宅、空港・港湾などの建 設関係事業、都市計画、上下水道の取扱 いなど、都市環境に関する事項	関係市町の委員のう ちから各3人以内	1 2 人 以内

教	育	文	化	学校教育、社会教育、文化・スポーツ排	関係市町の委員のう	12人
小	委	員	会	興事業の取扱いなど、教育文化に関する	ちから各3人以内	以内
				事項		

- 2 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が、協議会の委員のうちから指名する。 (組織)
- 第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。(会議)
- 第6条 会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、小委員会の委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。
- 4 会議は、公開するものとする。

(会議運営規程の準用)

第7条 釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第6条から第13条までの規定は、この規程において準用する。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則

この規程は、平成16年7月7日から施行する。

【協議事項(1)】

平成16年度広報広聴事業計画について

項 目	内容				
	第1回(7月9日)				
	・平成16年度広報広聴事業計画について				
	・合併協議会だより第1号について				
	・ホームページ開設について				
	第2回(8月中旬)				
	・合併協議会だより第2号について				
	第3回(10月中旬)				
1 小禾昌会の問歴	・合併協議会だより第3号について				
1 小委員会の開催 	第4回(11月中旬)				
	・合併協議会だより第4号について				
	・広報版について				
	第5回(12月中旬)				
	・合併協議会だより第5号について				
	・住民説明会について				
	第6回(1月中旬)				
	・合併協議会だより第6号について				
	合併協議に対する住民の理解を高めるため、協議会独自の広報誌				
	を発行する。				
	(1)発行回数 年6回(協議会開催後に発行)				
	(2)体 裁 A3版両面2つ折り、1色刷、				
	4ページ(掲載内容によってページ数に変更				
 2 協議会だよりの	あり)				
2	(3)発行部数 88,000部/回				
	(4)配布方法・全世帯配布				
	釧路市は新聞各紙への折り込み、阿寒町、				
	白糠町及び音別町は、町内会や自治会組織の協力				
	を得て、町報の配布にあわせて配布				
	・主な公共施設に据え置き				

	合併協定項目の内容を取りまとめた「広報版」を作成し、全世帯			
	に配布する。			
 3 広報版の発行	(1)発行時期 1月			
J MAHKINK OF THE	(2)発行部数 88,000部/回			
	(3)配布方法 協議会だよりと同じ			
	新市建設計画、合併協定項目等について、各市町で住民説明会を			
 4 住民説明会の開催	開催する。			
	(1)開催時期 1月			
	(2)開催場所 4市町			
 5 ホームページの開	ホームページを開設し、合併協議会や小委員会の協議状況を随町			
設・更新	更新し、住民への広報を行う。			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・開設時期 8月			
	各役場庁舎等に設置している意見箱等を活用し、住民意見の聴取			
	に努める。			
6 意見箱等の活用	・設置箇所 26ヶ所			
	釧路市:16ヶ所、阿寒町:8ヶ所、			
	白糠町:太陽の手紙(年4回)、音別町:2ヶ所)			

【協議事項(2)】

合併協議会だより第1号の発行について

1 発行にあたっての留意事項

正確な記事の掲載に努めます。

図や写真を入れ、見やすい構成となるように努めます。

専門用語を使用する場合には注釈をつけるなど、読みやすくなるように努めます。

2 合併協議会だより第1号について

別紙(案)のとおり

【協議事項(3)】

合併協議会ホームページの開設について

1 目的

時間や場所にとらわれずに、いつでも見たい情報を容易に閲覧できる情報提供手段であるホームページを開設し、合併協議会や小委員会の協議状況の情報を随時、情報提供することにより、住民の合併への関心を高める。

2 掲載内容

協議会や小委員会の会議資料、会議録、合併協議会だより、合併協定項目等について随 時、最新の情報を掲載する。

3 構成

別紙(案)のとおり

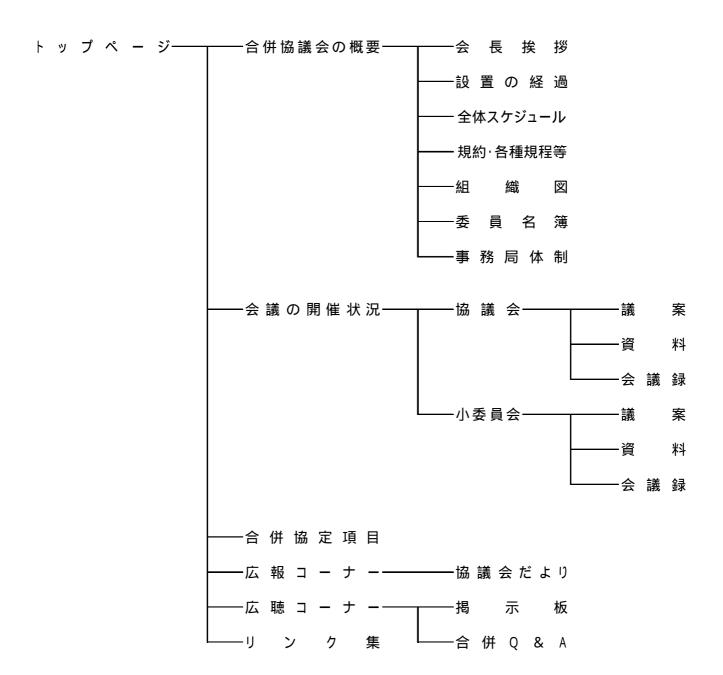
4 開設時期

平成16年8月

5 その他

ホームページを通じて閲覧者から寄せられた質問については、事務局で回答し、後日、 広報広聴小委員会へ報告する。

ホームページの構成(案)



第2回広報広聴小委員会の開催日時について

- ・日時 平成16年8月12日(木曜日)午後1時30分~
- ・場所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール